（労働安全衛生規則の一部改正）

第五条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（総括安全衛生管理者の選任）	（総括安全衛生管理者の選任）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して、次に掲げる事項を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に報告しなければならない。	2　事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、様式第三号による報告書を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。
一　労働保険番号	（新設）
二　事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号	（新設）
三　常時使用する労働者の数	（新設）
四　総括安全衛生管理者の氏名、生年月日及び選任年月日	（新設）
五　総括安全衛生管理者の経歴の概要	（新設）
六　前任者がいる場合はその氏名及び辞任、解任等の年月日	（新設）
七　初めて総括安全衛生管理者を選任した場合はその旨	（新設）
八　報告年月日及び事業者の職氏名	（新設）
（安全管理者の選任）	（安全管理者の選任）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　第三条の規定は、安全管理者について準用する。	2　第二条第二項及び第三条の規定は、安全管理者について準用する。
3　事業者は、安全管理者を選任したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、次条第一号の研修その他所定の研修を修了した者であることにつき証明することができる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）等必要な電磁的記録を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。	（新設）
一　第二条第二項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる事項	（新設）
二　安全管理者の氏名、生年月日及び選任年月日	（新設）
三　安全管理者の経歴の概要	（新設）
四　安全管理者の担当する職務の内容（複数の安全管理者を選任した場合にあつては当該安全管理者ごとに担当する職務の内容）	（新設）
五　専属であるか否かの別及び他の事業場に勤務している場合はその事業場の名称	（安全管理者の選任）
六　専任であるか否かの別及び他の業務を兼務している場合はその業務の内容	（新設）
七　前任者がいる場合はその氏名及び辞任、解任等の年月日	（新設）
八　指定事業場である場合はその旨	（新設）
九　初めて安全管理者を選任した場合はその旨	（新設）